

御坊市立小中学校 L E D 照明設備賃貸借業務 仕様書

1 目的

御坊市立小中学校9校（湯川中学校除く）の既設照明設備を L E D 化し、消費電力の削減による温室効果ガスの抑制及び維持管理負担の軽減を図る。併せて、調光仕様の導入により、授業等の教育活動に最適な照度を確保するとともに、行事や避難所開設といった多様な利用目的に応じた柔軟な照明運用を実現し、学校施設としての利便性向上と教育環境の安定的な維持を目的とする。

2 概要

(1) 対象建物

学校名	住所
御坊市立御坊小学校	御坊市藺 2 2 6
御坊市立湯川小学校	御坊市湯川町小松原 1 7 9
御坊市立藤田小学校	御坊市藤田町藤井 2 0 4 7 - 1
御坊市立野口小学校	御坊市野口 7 5 6 - 1
御坊市立塩屋小学校	御坊市塩屋町南塩屋 1 7
御坊市立名田小学校	御坊市名田町野島 3 2 6
御坊市立御坊中学校	御坊市島 1 0
御坊市立河南中学校	御坊市塩屋町北塩屋 3 0 0
御坊市立名田中学校	御坊市名田町上野 1 3 4 8 - 1 5

(2) 賃貸借物品

- ア L E D 照明本体（ランプ共）及び付属品
- イ 設置作業及び設置作業に必要な資材
- ウ 既設照明の撤去、処分
- エ 賃貸借期間中の L E D 照明器具の保証

(3) 数量及び設置場所

学校施設ごとに別紙1「御坊市 L E D 照明設備仕様一覧表」（以下、別紙1）を基に積算すること。

ただし、別紙1に示す「場所」に記載の部屋名については令和7年度時点のものとなるため、受注者は落札後に詳細調査を行い、設置箇所の確認を行うこと。

(4) 設置期限

令和8年12月31日

※原則として、小中学校の夏休みの期間内（令和8年7月18日～8月30日）に設置を完了すること。

半導体資材不足などの市場環境に影響を受け、やむを得ず設置期限の延長が必要となる場合は、設置期間中に発注者に申し出て協議のもと決めるものとする。

(5) 賃貸借期間（予定）

令和9年1月1日から令和13年12月31日（5年間）

※やむを得ず設置期限を延長した場合は、発注者と協議の上で賃貸借契約開始月を決めるものとする。

(6) 万が一の天井材のアスベスト含有の可能性を考慮し、交換する照明器具等は、既設の建物に配慮し、できる限り天井等建物の補修を伴わず交換可能な製品を選定すること。

- (7) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い
賃貸借期間満了後は、発注者へ無償譲渡するものとする。

3 履行内容

- (1) 照明器具（物品）の調達
※照明器具及び光源は、未使用品であること。
- (2) 既設照明器具の撤去、処分、移設
- (3) LED照明の設置作業
- (4) 賃貸借開始後の維持管理

4 参考規格

本仕様書において規定されていないものは、電気用品安全法（PSE）上の技術基準の内容に準拠するものとする。

5 照明器具（物品）仕様

- (1) 共通
- ア LED照明は、別紙1に示す仕様を満たすものを調達すること。
同等品として、定格光束(lm)は規定値以上、消費電力(W)は規定値以下の製品での応札は認める。
- イ LED照明は、日本照明工業会がHPで公表する JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」全てに登録対応器種を持つメーカーの製品とすること（公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても同様とすること）。
- ウ 光源（LED）寿命は、40,000時間以上の製品とする。
- エ ISO9001（品質）の認証取得工場で製造された製品とする。
- オ ISO14001（環境）の認証取得工場で製造された製品とする。
- カ 使用する照明器具等について、メーカー保証期間を5年間とし、設置完了後、メーカー保証書を提出すること。
- (2) ベースライト形
- ア 一体型ベースライトの電源は光源部（ライトバー）に内蔵された製品とすること。
- (3) 直管型LEDランプ
- ア ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- イ 既存安定器をバイパス（切離し）し、直接ソケットに給電するよう改修し、LEDランプを設置すること。なお、安定器は残置すること。
- ウ 既設安定器のバイパス（切離し）を必要としない直管型LEDランプは不可とする。
- エ 導入される機器について、JLMA301:2020 AC直結 G13口金直管 LED光源安全規格に適合した機器の使用も可とする。同製品を導入する場合には、AC直結 G13口金直管 LED光源に対する追加要求事項も順守すること。
- (4) 高天井型
- ア 電源を器具に内蔵した製品とすること。
- イ 既設設備でオートリフターを利用している場合、電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去すること。
- ウ 光源（LED）寿命は、点灯時間 60,000時間（光源維持率85%）以上の製品とすること。
- エ 照明器具には、ワイヤーで脱落防止処置を講ずること。

(5) 無線調光調色（体育館及び屋内運動場アリーナ）

別紙1の「備考」に記載のある調光調色の必要に関して、以下の仕様を満たすものとする。

ア 操作方式は、操作の簡便化の観点から壁スイッチ及びタブレットとし、照明設備直下ではなく体育館アリーナの端からの操作が可能なものとする。

※リモコンでの操作は不可とする。

イ 通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで15メートル以上離すものとする。

ウ 無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤から新規配線を敷設すること（コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの活用も可）とする。

オ 2.4GHzの場合、混線を避ける為、使用する無線のチャンネルは変更可能であることとする。

カ 災害発生による避難時など有事の際にタブレットを用いて個別調光制御（10%刻みで10～100%）が可能なこととする。

(6) 無線調光（教室）

別紙1の「備考」に記載のある調光の必要に関して、以下の仕様を満たすものとする。

ア グループ調光（10%刻みで10～100%）が可能であること。また、4回路以上の対応が可能であること。

イ 回路ごとのON/OFF、調光制御がワンタッチで可能であること。通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで15メートル以上離すものとする。

ウ 現場での仕様はスイッチ操作とし、室内入口付近に設置すること。また、無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤から新規配線を敷設すること（コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの活用も可）とする。

※リモコンでの操作は不可とする。

エ 教育上及び省エネの観点から、過度な照度を抑えるため、調光設定を行い、その設定を維持できる機能を有すること。

オ 無線機器取付後に、万が一校内無線（校内ネットワーク環境）に障害が生じた際は当日中に復旧させること。なお、復旧に係る費用についてはすべて受注者負担とする。

(7) 同等品申請

別紙1記載の基準品番以外での入札参加及び納入を希望する者は、質問書の提出期限までに、別紙2「同等品申請書」へ申請する製品の品番・光束（lm）・消費電力（W ※100V時）を記載の上、同等品として性能を証明できるカタログもしくは仕様図を併せて発注者に提出し、質疑回答による承認を得た製品を同等品として認める。質問受付期間及び上記申請方法以外での同等品確認申請については認めないものとする。

6 照明器具等の設置

(1) 設置作業には、市内事業者の活用に努めること。この場合の市内事業者の定義は、御坊市内に本店または支店、営業所を持ち、当市の物品（家電）における入札参加資格に登録のある事業者とする。

(2) 照明器具の設置を担う事業者は、以下の要件を満たすこと。

- ① 電気工事業法に基づく電気工事業の登録（または届出）を受けていること。
- ② 設置作業に従事する者は、電気工事士（1種又は2種）の有資格者であること。
- ③ アスベストによる健康被害リスク排除のため、設置事業者は「建築物石綿含有建材調査者」及び「石綿作業主任者」を各1名以上配置すること。

(3) 児童生徒及び教職員等の個人情報管理の観点から、設置作業を担う事業者は、プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメント等の認証を取得していること。

本件業務の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本件業務の目的以外に取り扱ってはならない。

- (4) 契約後、速やかに作業計画書（工程表、作業体制、安全管理計画等）を提出し、発注者の承諾を得ること。なお、全校一括での夏休み期間内の設置を完了させるため、受注者は十分な数の作業員を確保し、複数班による同時並行施工体制を構築して作業を行うこと。
- (5) 設置前に現場調査・回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。調査等において仕様書との相違を発見した場合には速やかに発注者へ報告し、内容について協議すること。
- (6) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (7) 作業範囲は養生すること。また必要に応じて、通路や資材置場なども各部養生すること。
- (8) 設置作業にあたっての安全管理については、事前に打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (9) 設置作業において発生する軽微な作業、補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとし、その範囲については発生時に協議の上決定すること。
- (10) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (11) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- (12) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の対象施設敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (13) 設置作業は基本的に学校休業日とし、作業時間は落札後に発注者と協議する。
- (14) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (15) 設置後、照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (16) 撤去した既存照明器具については、受注者で処分するものとする。
- (17) 既設LED照明器具については可能な限り再利用を行い、移設先等については学校担当者との協議を行うこと。また、在庫品として学校へ納めること。
- (18) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し、受注者が処分することとし、マニフェストの写しを提出すること。
なお、受注者は「産業廃棄物収集運搬業許可書」および「産業廃棄物処分業許可証」の写しを提出すること。
- (19) 設置作業に関して本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

7 物品の保守等

- (1) 保証期間は賃貸借満了までとし、その間に生じた不点灯や不具合等に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は受注者の負担とする。保証期間経過後の費用は発注者の負担とする。ただし、非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内における保守とする。
- (2) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (3) 保守対応については、原則として市内事業者（支店・営業所含む）を活用することとし、24時間対応が可能な保守対応窓口を設けることとする。

8 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、発注者の負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。

- (2) (1)にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を受注者は発注者に提供するものとする。

9 その他、特記

- (1) 賃貸借期間の開始は、2(5)のとおりであるが、設置した箇所から順次、器具の仮使用を認めること。
- (2) 仮使用期間中において、機器の不具合、故障その他の理由により使用に支障が生じた場合は、受注者の責任において無償で速やかに修理、交換その他必要な措置を講じること。ただし、本市の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。
- (3) 設置する照明器具は、器具の製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。
- (4) 受注者は、対象となるすべての照明設備について動産総合保険に加入しなければならない。なお、保険金額の算定は、時価を基準とし、動産総合保険の費用については、賃貸借料に含めるものとする。また、万が一、事故が発生した場合は受注者の責任において速やかに損害をてん補しなければならない。
- (5) ランプ交換による既存ソケットの破損によって生じた損害は、受注者が対応するものとする。
- (6) 設置作業に必要な電力やトイレ・水道等の設備は無償で使用できるものとする。
- (7) 入札参加資格については、本仕様書のほか、実施要領の「3. 参加資格」に定めるとおりとする。
- (8) 落札者は、実施要領の定める期間までに、仕様書2(2)に規定する賃貸借物品等の項目ごとの学校別内訳（細目）を記載した見積書を提出すること。

提出書類

受注者は設置作業にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	作業計画書（作業員名簿・施工体制図）	作業着手前
2	実施工程表	作業着手前
3	機器構成一覧表	作業着手前
4	機器仕様書	検査時
5	作業写真（作業前、作業後）※撮影箇所は協議	検査時
6	絶縁抵抗値結果（作業前、作業後）	検査時
7	廃棄物マニフェスト	検査時
8	アフターフォロー体制表	検査時

予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	制度の変更	法令・許認可の変更	○	○
	調達価格の高騰	賃貸借物件等の調達価格の高騰		○
	金利の変動	金利の変動		○
	賃貸借期間満了前の事業の中止	施設廃止など発注者の責・都合によるもの	○	
受注者による事業撤退、破綻等によるもの			○	
設置段階	敷地等の提供	施設運営に支障のない範囲内での施設敷地等の資材置場としての提供	○	
	資材の管理	施設敷地内等に資材置場を設けた場合の仮置きした物品・資材の管理		○
	不可抗力	天災等による変更・中止・延期	○	○
	安全性の確保・環境の保全	設置作業における安全性の確保及び環境保全		○
	第三者賠償	設置作業に起因する第三者への損害に対する賠償		○
	費用増大	受注者の指示・判断によるもの。受注者の判断の不備・施工不良によるもの		○
		発注者の指示・判断による仕様変更によるもの	○	
	性能	仕様不適合（施工不良を含む）		○
	賃貸借物件の損傷・障害	賃貸借開始前における賃貸借物件に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
		賃貸借開始前における賃貸借物件に生じた損傷・障害のうち、上記以外のもの		○
市有施設の損傷	設置作業に起因して施設に生じた損傷		○	
設置作業遅延・未完工	発注者の責による設置の遅延・未完工による賃貸借開始の遅延	○		
	受注者の責による設置の遅延・未完工による賃貸借開始の遅延		○	

	仮使用期間の保守	仮使用期間中に生じた機器の故障・不具合等の修理・交換		○
維持管理関係	保険	賃貸借期間における賃貸借物品の保守・保証に係るリスクを保証する保険		○
	賃貸借物件の日常管理	賃貸借物件に関する日常的な維持管理	○	
	安全性の確保・環境の保全	受注者が賃貸者物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業における安全性の確保及び環境保全		○
	第三者賠償	受注者が賃貸借物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業を原因として生じた第三者への損害に対する賠償		○
		賃貸借物件の脱落・落下（発注者の責によるもの及び施設の瑕疵に起因するものを除く）、仕様不適合（施工不良を含む）、製品不良に起因する第三者への損害に対する賠償		○
	賃貸借物件の損傷・障害	賃貸借期間中における賃貸借物件に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
		賃貸借期間中における賃貸借物件に生じた損傷・障害の内、受注者の責及び製品不良によるもの		○
		賃貸借期間中における賃貸借物件に生じた損傷・障害の内、落雷等の受注者の責及び製品不良によらないものの内、動産総合保険の保証範囲内のもの		○
		上記3項目以外であって天災等の不可抗力に起因するもの	○	○
	市有施設の損傷	受注者が賃貸借物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業に起因して施設に生じた損傷		○
賃貸借物件の不具合、施工不良、製品不良に起因して施設に生じた損傷			○	